

日本婦人科腫瘍学会 専門医制度規則資格認定施行細則

第1章 総 則

第1条 日本婦人科腫瘍学会専門医制度規則の婦人科腫瘍専門医資格認定の施行にあたり、規則に定められた以外の事項については、本施行細則の規定に従うものとする。

第2条 この細則は、専門医の認定・再申請、更新において適用する。

第2章 委 員 会

第3条 資格認定委員会は、専門医の審査に関して以下の業務を管掌する。

- (1) 修練カリキュラムの設定と公示
- (2) 申請資格および認定審査に必要な調査
- (3) 申請資格の審査
- (4) 認定審査
- (5) その他、本制度の資格認定業務に必要な事項
- (6) 本施行細則およびその付則の改正に関する審議

第4条 資格認定委員の定数は、15名以内とする。

第5条 資格認定委員会は、次の要項に従って行う。

- (1) 委員会の成立は、委員現在数の2/3以上とし、文書による委任を認める。
- (2) 議事は、出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は、委員長がこれを決する。
- (3) 議事録は、委員長が作成し、委員長および出席者代表2名が署名し、事務所に保管する。
- (4) 委員会は、公開しない。議事録の閲覧は、委員長の許可を得るものとする。

第3章 専門医の認定

第6条 資格認定委員会は、毎年、次の年度の専門医認定の業務に関する要項を決定し、機関誌および会告その他によって会員に通達する。

第7条 資格認定委員会は、第9条に定める期限までに提出された申請書類について、不備のないことを確認する。

2. 資格認定委員会は、申請書類の正本を本学会事務所に受理した日から1年間保管する。
3. 資格認定委員会は、各申請者の申請書類の副本および必要な書類等を専門医試験委員会の審査に供するため、専門医試験委員長に送付する。

第8条 資格認定委員会は、その年の専門医試験委員会による審査を経た専門医申請者について審査を行う。

2. 資格認定委員会は、5年毎の専門医更新者および再申請者の審査を行う。
3. 専門医の認定業務は、申請の行われた年度の原則

として2月末までに完了しなければならない。

第4章 専門医の申請

第9条 専門医の認定を申請する者は、審査を受けようとする年の5月末までに、専門医申請書類を提出しなければならない。

2. 修練を修了し、受験資格認定後5年以内に合格しなければならない。
3. 専門医の更新者および再申請者は、原則として前年度の12月末までに専門医更新または再申請書類を提出しなければならない。

第10条 専門医の認定、または認定の更新および再申請する者は、審査料として、10,000円を納付しなければならない。

2. 専門医試験を受験する者は、受験料として、10,000円を納付しなければならない。
3. 既納の審査料および受験料は、いかなる理由があっても返却しない。

第11条 専門医申請者は、次の各号に定められた臨床修練の診療実績、業績および研修実績を有していなければならない。

(1) 診療経験

診療経験に関しては、他の指定修練施設で経験した症例を加算しても良い。

イ 2018年度以後に修練を開始した修練医

- 1) 指定修練施設において修練カリキュラムに則り、直近の7年間に通算3年以上、そのうち修練施設Aでは12ヶ月以上、修練を受けて、この間の診療実績一覧表を提出する。
- 2) 婦人科浸潤がん症例（手術、放射線治療、がん薬物療法、緩和医療などを含む）150例以上、コルポスコピー下生検15例以上の経験を必須とする。なお、放射線治療の診療経験に関しては、15例以上の経験を必須とする。
- 3) 手術は、浸潤がん症例100例以上、執刀者として30例以上の手術経験を必要とする。消化器外科と泌尿器科の経験症例も診療実績一覧表に記入すること。

特に、下記に記す手術執刀あるいは手術経験を必須とする。

- ①15例以上の広汎子宮全摘出術（開腹手術8例以上を含む）の執刀
- ②10例以上の傍大動脈リンパ節郭清術の経験
- ③腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（ロボット支援下

手術も含む)の経験

なお、傍大動脈リンパ節郭清術と腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術を含めた「手術経験」は、当該手術に参加し、術野で修練することと定義する。

ロ 2017年度以前に修練を開始した修練医

- 1) 指定修練施設において修練カリキュラムに則り、直近の7年間に通算3年以上、修練を受けて、この間の診療実績一覧表を提出する。
- 2) 婦人科浸潤がん症例(手術,放射線治療,化学療法などを含む)150例以上を必須とする。
- 3) 手術は、浸潤がん症例100例以上、執刀者として30例以上の手術経験を必要とし、15例以上は広汎子宮全摘出術(開腹手術8例以上を含む)の執刀が必要である。消化器外科と泌尿器科の経験症例も診療実績一覧表に記入すること。

(2) 業績

修練開始後かつ直近7年間に、筆頭者として婦人科腫瘍に関する研究発表(論文1編を含む)を2件以上必要とする。この業績は、資格認定委員会の審査によって適当であると認められた医学雑誌および学術集会上に発表されたものでなければならない(註1)。

(註1) 論文は原著・総説・症例報告のいずれでもよいが、査読制(編集者による校正を含む)を敷いている雑誌であること。査読制が敷かれていれば商業誌も可であるが院内雑誌は不可である。但し、医学中央雑誌又はMEDLINEに収載されており、かつ査読制が敷かれている院内雑誌は可とする。

(3) 研修実績

- 1) 以下の3点を満たしていること。
 - ① 修練開始後かつ直近7年間に本会の学術講演会へ3回以上出席していること。
 - ② 直近3年間に本会の教育プログラムのA, B, Cを受講していること。
 - ③ 新たに保険診療となった重要項目等について、本会が主導する講習(e-learning含む)を受講していること。
2. 専門医更新者および再申請者は、次の各号に定めるすべての要件を満たさなければならない。
 - (1) 日本産科婦人科学会認定産婦人科専門医であること。
 - (2) 過去5年間の活動届を提出すること。
 - (3) 直近5年間に、本会の学術講演会へ2回以上出席していること。

(4) 直近5年間に、本会の教育プログラムのA, B, Cを受講していること。

(5) 直近5年間に、専門医更新に必要なポイント数として10ポイント以上を取得していること。

(6) 新たに保険診療となった重要項目等について、本会が主導する講習(e-learning含む)を受講していること。

3. 本会の認める以下の学会・学術集会上に出席した場合には、それを証明する証書を提出しなければならない。

(本会)

- (1) 日本婦人科腫瘍学会学術集会(2ポイント)
- (2) 日本婦人科腫瘍学会教育プログラム(1ポイント)
- (3) 日本婦人科腫瘍学会研修会教育プログラム(1ポイント)
- (4) 日本婦人科腫瘍学会内視鏡手術手技研修会(1ポイント)

(本会以外)

- (1) 日本産科婦人科学会(1ポイント)
- (2) 日本癌治療学会(1ポイント)
- (3) 日本癌学会(1ポイント)
- (4) 日本臨床腫瘍学会(1ポイント)
- (5) 日本病理学会(1ポイント)
- (6) 日本婦人科病理学会(1ポイント)
- (7) 日本放射線腫瘍学会(1ポイント)
- (8) 日本臨床細胞学会(1ポイント)
- (9) 日本医学会(1ポイント)

(その他)

- (1) ASCO(1ポイント)
- (2) IGCS(1ポイント)
- (3) SGO(1ポイント)
- (4) ASGO(1ポイント)

4. 専門医更新期限の延長について

病気・留学・妊娠など資格認定委員会が妥当と認めた事由がある場合は、更新期限を1年に限り延長して、直近の5年間の業績をもって更新申請することができる。1年後の更新申請時も更新基準を満たさない場合は資格を喪失する。その後、直近の5年間で更新基準を満たした場合に、専門医制度規則第13条により、専門医資格の再申請を行うことができる。

5. 専門医再申請について

専門医の更新に必要なポイント、または専門医制度規則第9条第2項および本施行細則第11条第2項に定める各種申請書類の内容が更新条件に満た

ないと判定された場合は、条件を満たした後、再び認定を申請することができる。申請手続きは専門医制度規則第9条第2項と本施行細則第11条第2項による。

第12条 専門医申請者の指導責任者は、資格認定委員会から要請を受けたとき、専門医申請者についての意見書を、資格認定委員会に提出しなければならない。

第13条 審査過程において、専門医申請者、専門医更新者および再申請者の申請内容に重大な虚偽が認められたときは、専門医制度委員会および理事会の議を経て、次に挙げる必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 専門医申請者、専門医更新申請者および再申請者に対する嚴重警告または申請資格の停止などの措置。
- (2) 指導責任者に対する嚴重警告または専門医資格の停止などの措置。
- (3) 所属指定修練施設に対する嚴重警告または指導などの措置。

第5章 指導医

第14条 2015年からの暫定指導医制度は2020年4月末をもって終了した。

第15条 指導医の申請者および更新者は、原則として審査を受けようとする年の前年度の12月末日までに指導医申請または指導医更新の書類を提出しなくてはならない。

第16条 指導医の認定、または認定の更新をするものは、審査料として、10,000円を納付しなければならない。

第17条 即納の審査料は、いかなる理由があっても返却しない。

第18条 指導医更新期限の延期について
病気・留学・妊娠など委員会が妥当と認めた事由がある場合は、更新期限を1年に限り延長して、直近の5年間の業績をもって更新申請することができる。1年後の更新申請時も更新基準を満たさない場合は、資格を喪失する。

第19条 審査過程において、指導医申請者、指導医更新者の申請内容に重大な虚偽が認められたときは、専門医制度委員会および理事会の議を経て、次に挙げる必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 指導医申請者、指導医更新申請者に対する嚴重警告または申請資格の停止などの措置。
- (2) 指導責任者に対する嚴重警告または指導医資格の停止などの措置。

(3) 所属指定修練施設に対する嚴重警告または指導などの措置。

第20条 本会で行う指導医講習会あるいは日本産科婦人科学会が認定する指導医講習会を直近の5年間に合計3回以上受講するものとする。但し、日本産科婦人科学会のe-learningを2回まで含めることを可とする。

第6章 認定・更新料

第21条 専門医認定証の交付を受け専門医として登録する者は、認定料として、40,000円を納付しなければならない。但し、認定の更新料および再認定料は、10,000円とする。

第22条 指導医認定証の交付を受け指導医として登録するものは、認定料として、10,000円を納付しなければならない。但し、認定の更新料および再認定料は、10,000円とする。

第23条 既納の認定料は、いかなる理由があっても返却しない。

第7章 細則の変更

第24条 本施行細則は、専門医制度委員会および理事会の議を経て改正することができる。

付 則

1. 本施行細則は、平成16年7月16日から施行する。
2. 平成17年12月8日一部改定施行
3. 平成18年7月19日一部改訂施行
4. 平成18年11月22日一部改訂施行
5. 平成19年11月22日一部改定施行
6. 平成20年7月16日一部改訂施行
7. 平成20年11月21日一部改訂施行
8. 平成21年7月9日一部改訂施行
9. 平成22年7月7日一部改訂施行
10. 平成22年12月3日一部改訂施行
11. 平成23年7月21日一部改訂施行
12. 平成24年7月19日一部改訂施行
13. 平成26年7月17日一部改正施行
14. 平成26年12月6日一部改定施行
15. 平成27年8月6日一部改訂施行
16. 平成28年4月12日一部改定施行
17. 平成29年3月31日一部改定施行
18. 平成29年7月27日一部改定施行
19. 令和2年10月30日一部改定施行
20. 令和3年7月15日一部改定施行